

6. 防災指針

6 防災指針

6-1 防災指針とは

(1) 防災指針とは

頻発・激甚化する自然災害（水災害※）に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を位置づけることになりました。

防災指針は、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させ、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくため、立地適正化計画に定めるものです。

自然災害のリスクを低減させるため、ハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていく必要があります。

※水災害：水害（洪水、津波、高潮）および土砂災害

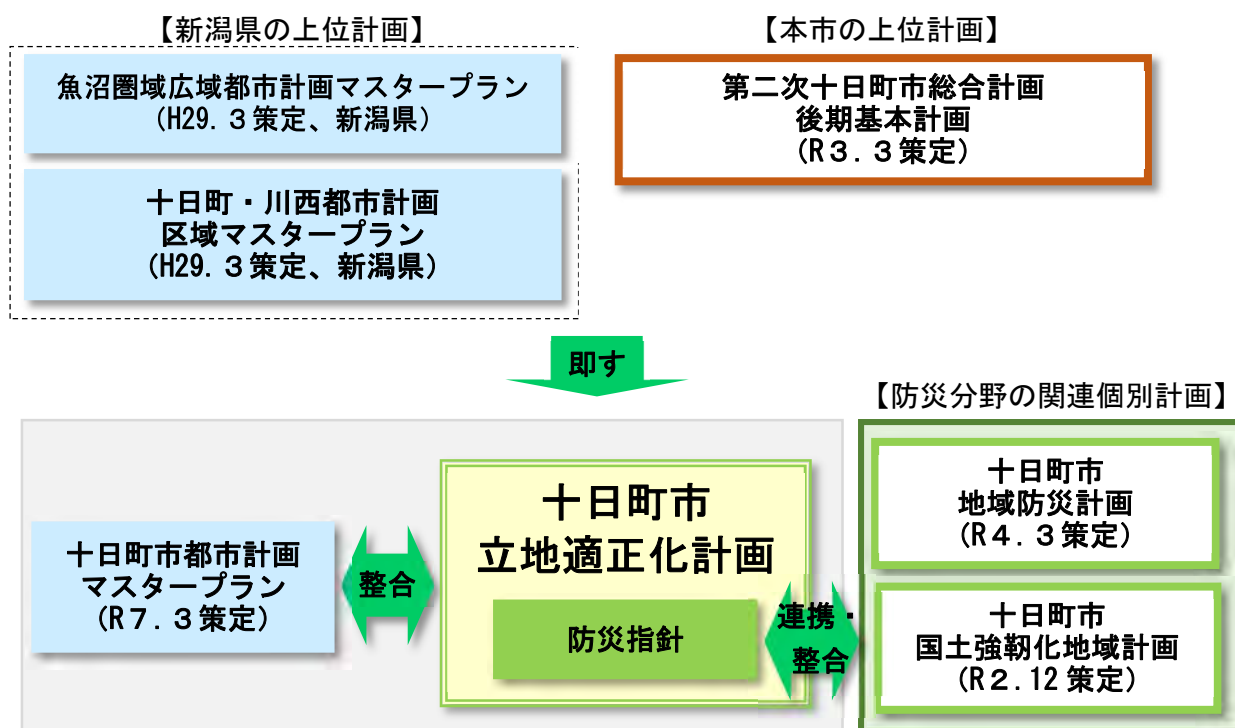
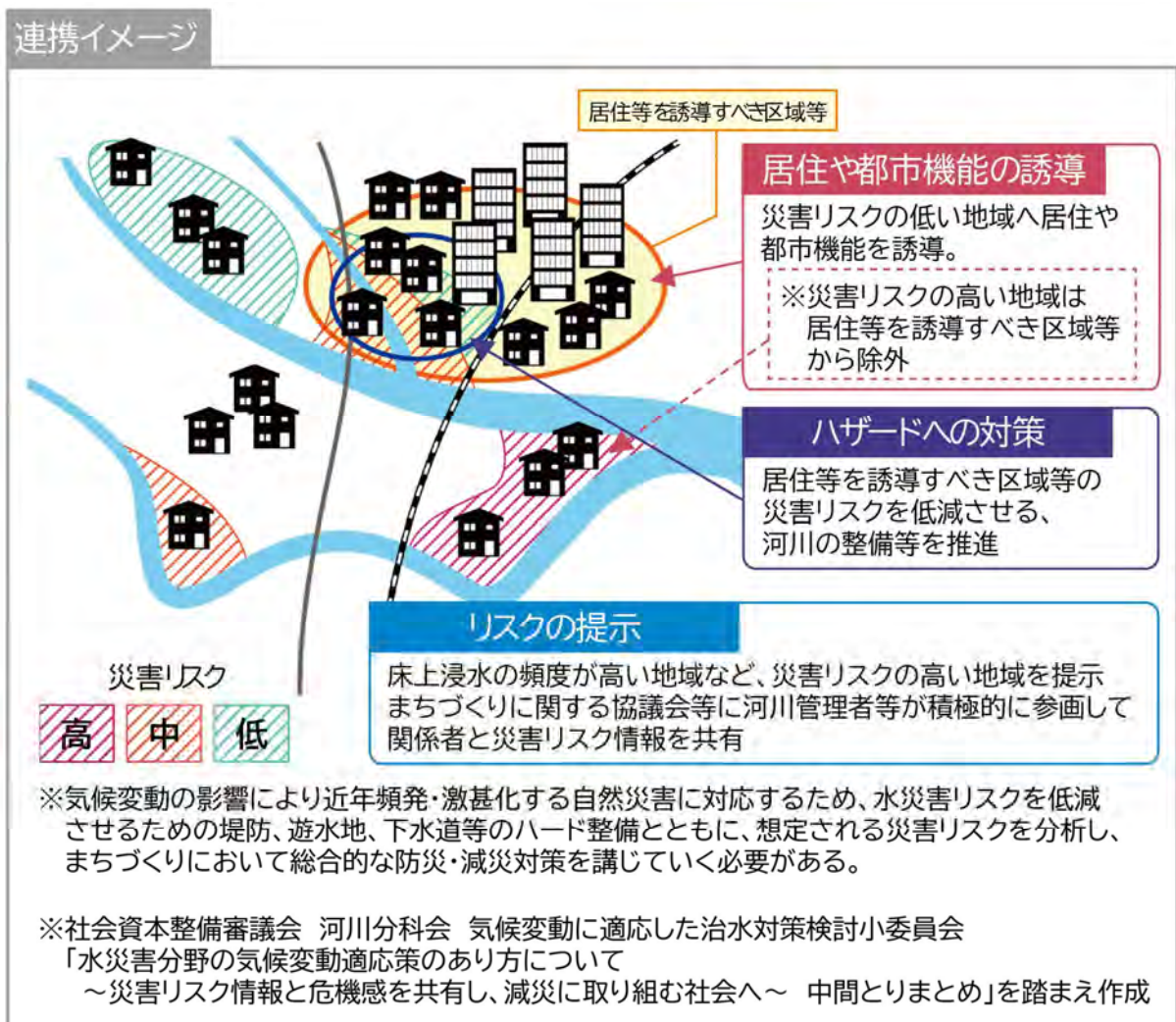


図 防災指針の位置づけ

(2) 防災指針で検討する内容

防災指針では、以下の内容について検討します。

- ①立地適正化計画の対象地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定、見直し
- ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針、地区毎の課題に対応した対策



資料：「立地適正化計画の手引き」（国土交通省都市局都市計画課 令和6年4月改訂）

をもとに作成

図 防災施策の連携イメージ

6. 防災指針

（３）基本的な考え方

防災指針は、主として居住誘導区域内における防災・減災対策の取組方針などを検討するものであるため、ここでは今後の検討事項を見据え、用途地域周辺での災害リスクについて整理し、分析を行います。

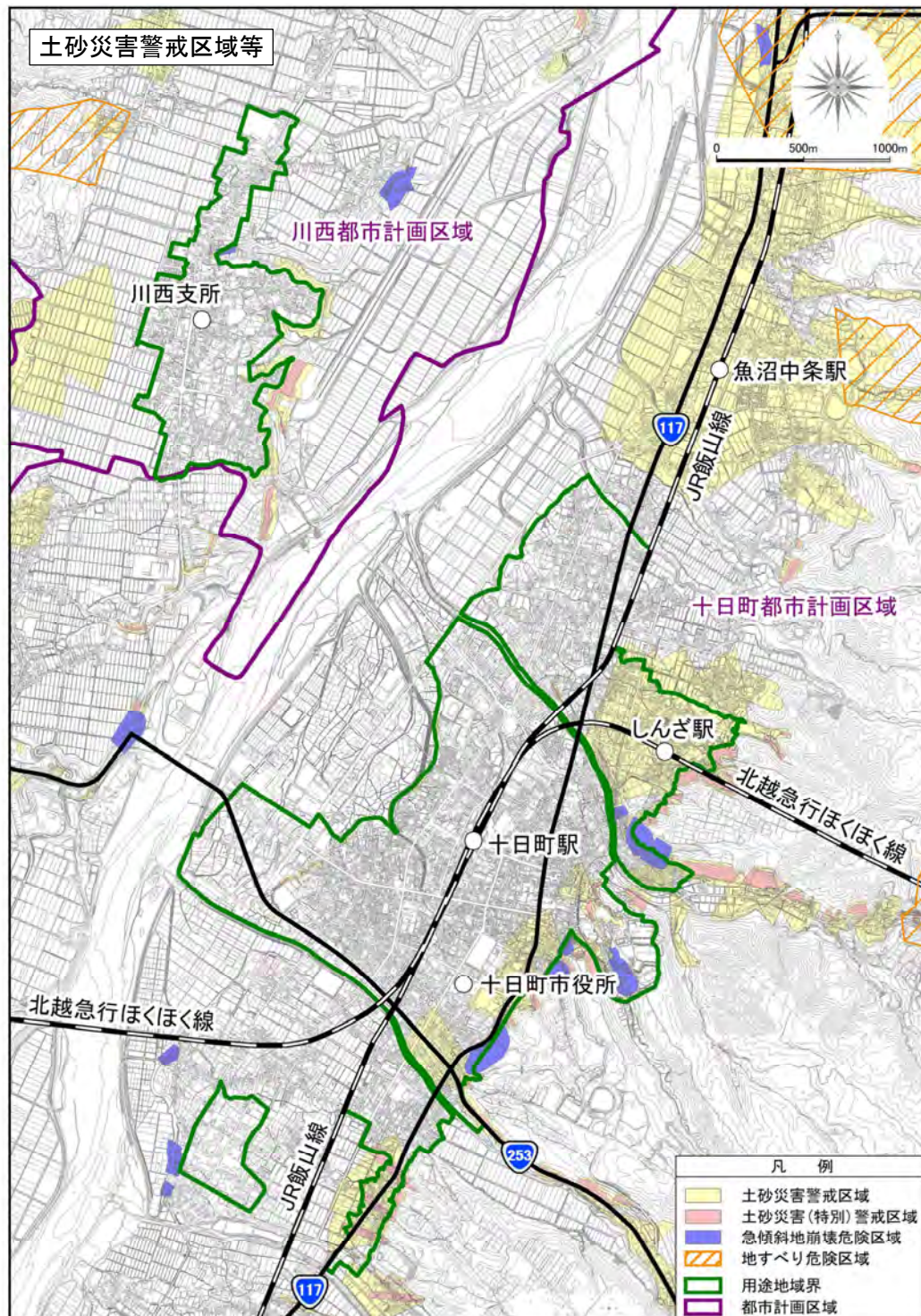
本市の用途地域周辺については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、雪崩危険区域などが指定されています。（なお、地震については、いつ・どこで発生するか予測不可能であり、用途地域周辺だけでなく、全市的に備える必要があることから、「十日町市地域防災計画」等に基づき、予防対策等に取り組むこととし、本計画の防災指針においては対象外とします。）

また、用途地域周辺以外についても、災害リスク（土砂災害、洪水浸水、雪崩）の高いエリアが存在しているため、ハザードエリアにかかる居住地については、「十日町市地域防災計画」等の各種防災関連計画に基づき、関係機関と連携したハード・ソフト両面からの防災・減災対策に努めるものとします。

6-2 ハザード情報の整理

(1) 土砂災害警戒区域等

十日町都市計画区域の用途地域内について、中心市街地の東側などには、一部、土砂災害警戒区域等に指定された地区が見られます。



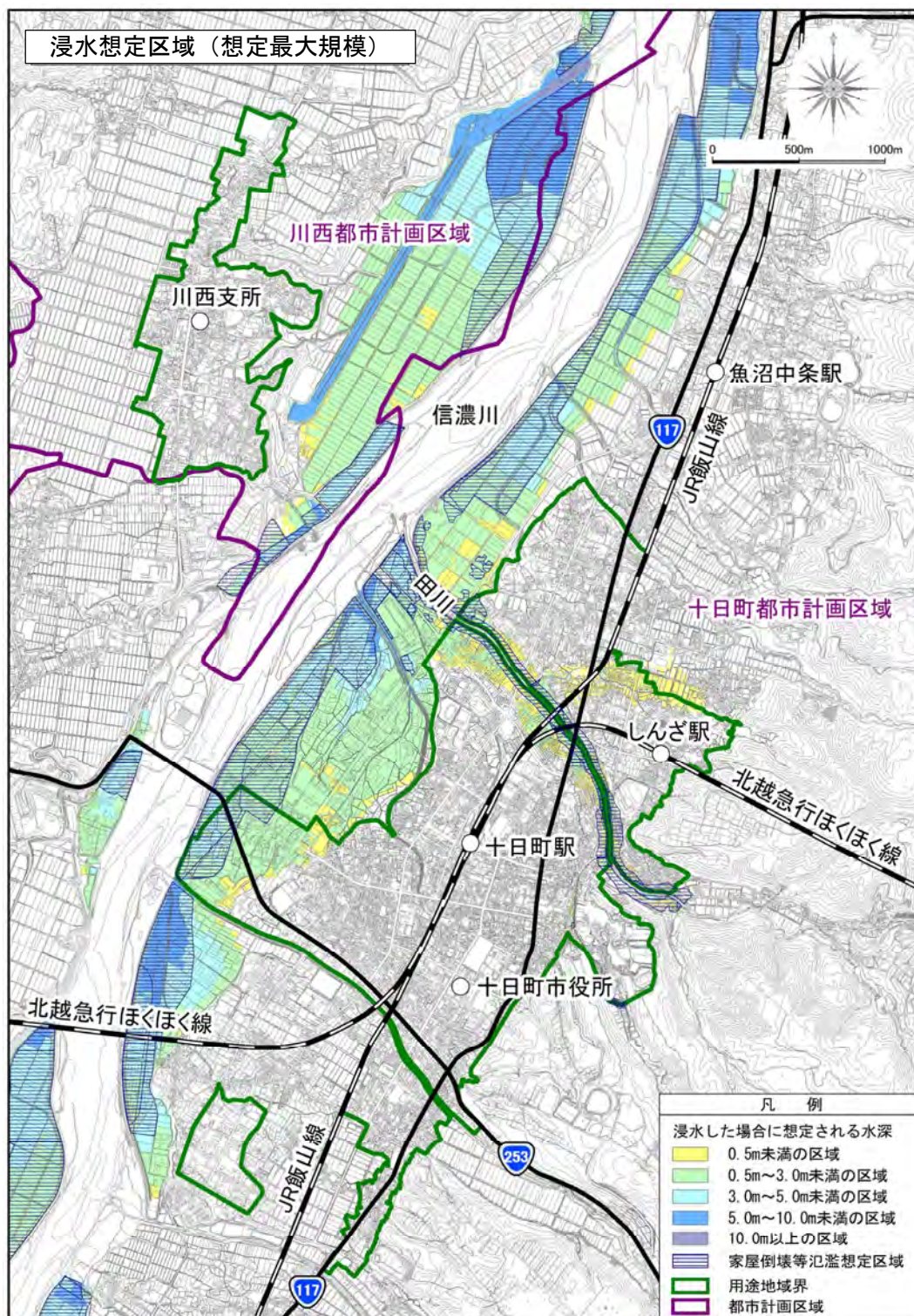
資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 土砂災害警戒区域等（用途地域周辺）

6. 防災指針

(2) 浸水想定区域（想定最大規模）

十日町都市計画区域の用途地域内について、信濃川沿いでは、最深で浸水深 3.0m～5.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られるほか、田川に沿って、最深で浸水深 0.5m～3.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られ、家屋倒壊等氾濫想定区域にも指定されています。 ※想定最大規模：1000 年に1回程度起こる降雨の規模



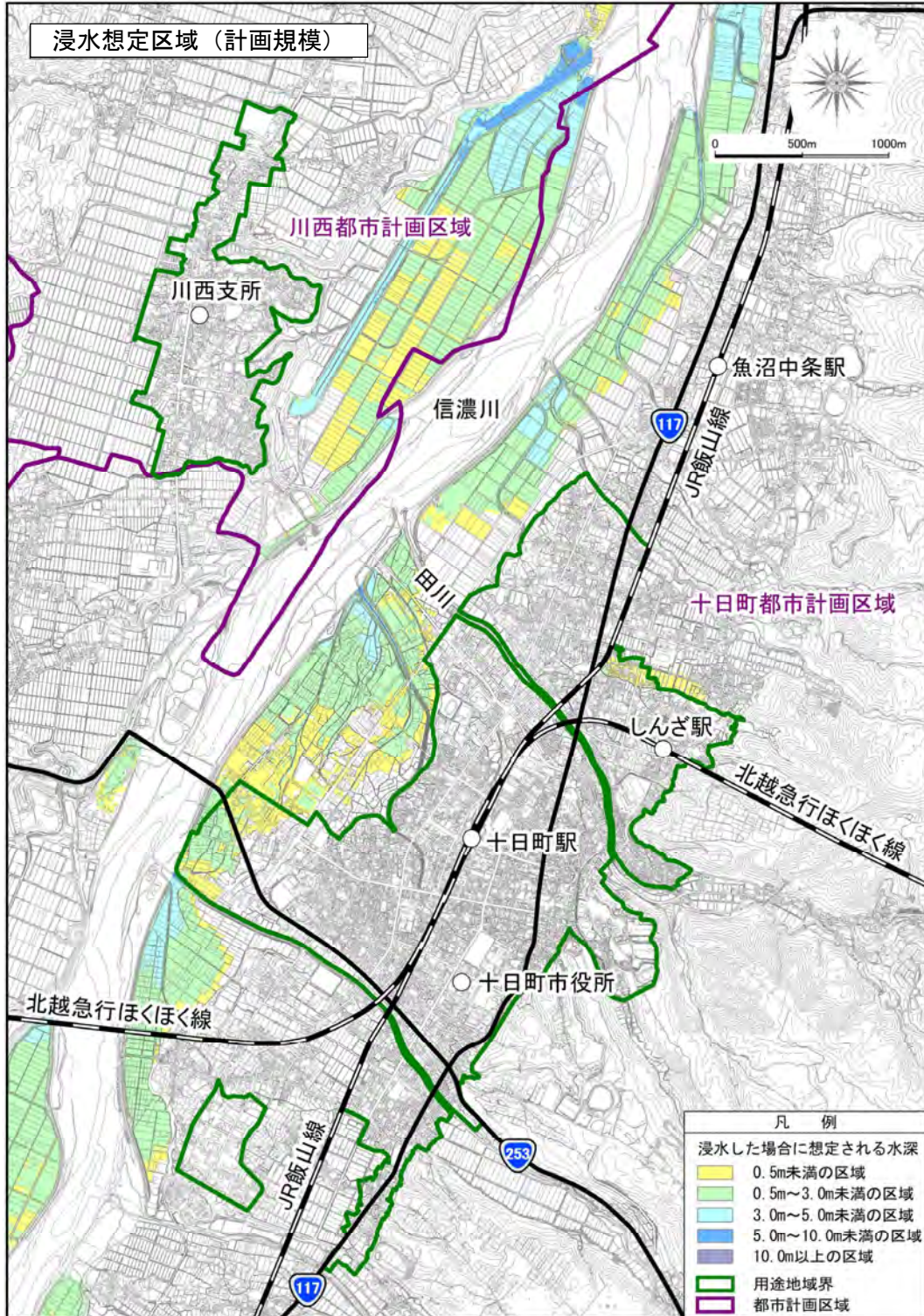
資料：GIS 浸水ハザードマップ情報に基づき作成

図 浸水想定区域（想定最大規模）（用途地域周辺）

(3) 浸水想定区域（計画規模）

十日町都市計画区域の用途地域内について、信濃川沿いでは、最深で浸水深 0.5m～3.0m 未満の浸水想定区域に指定された地区が見られます。

※計画規模：信濃川は 100 年、田川は 70 年に 1 回程度起こる降雨の規模



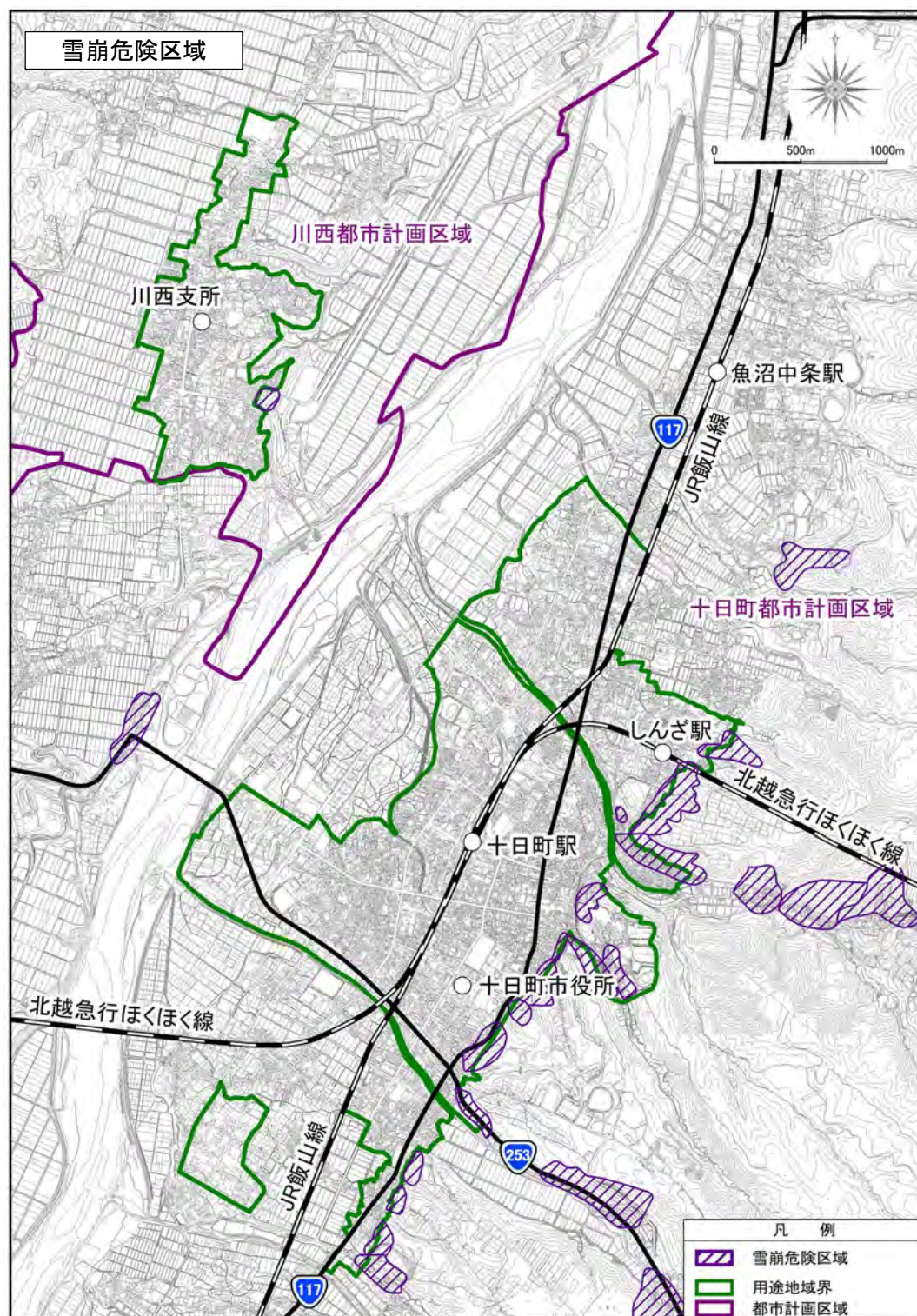
資料：GIS 浸水ハザードマップ情報に基づき作成

図 浸水想定区域（計画規模）（用途地域周辺）

6. 防災指針

(4) 雪崩危険区域

十日町都市計画区域の用途地域内について、中心市街地東側の山裾などには、一部、雪崩危険区域に指定された地区が見られます。



資料：GIS 災害ハザード情報に基づき作成

図 雪崩危険区域（用途地域周辺）

(5) ハザード情報を踏まえた誘導区域の考え方

ハザード情報（土砂災害警戒区域等、浸水想定区域、雪崩危険区域）を踏まえ、これらの指定区域は誘導区域に含めないことを基本としますが、市役所周辺や国道117号沿道は本市の中心市街地であり、生活利便性の高いエリアであることから、誘導区域に含めるものとします。

また、以降では、誘導区域に含む市役所周辺等を中心とし、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせたマイクロ分析を実施し、災害リスクの詳細な検討を行います。

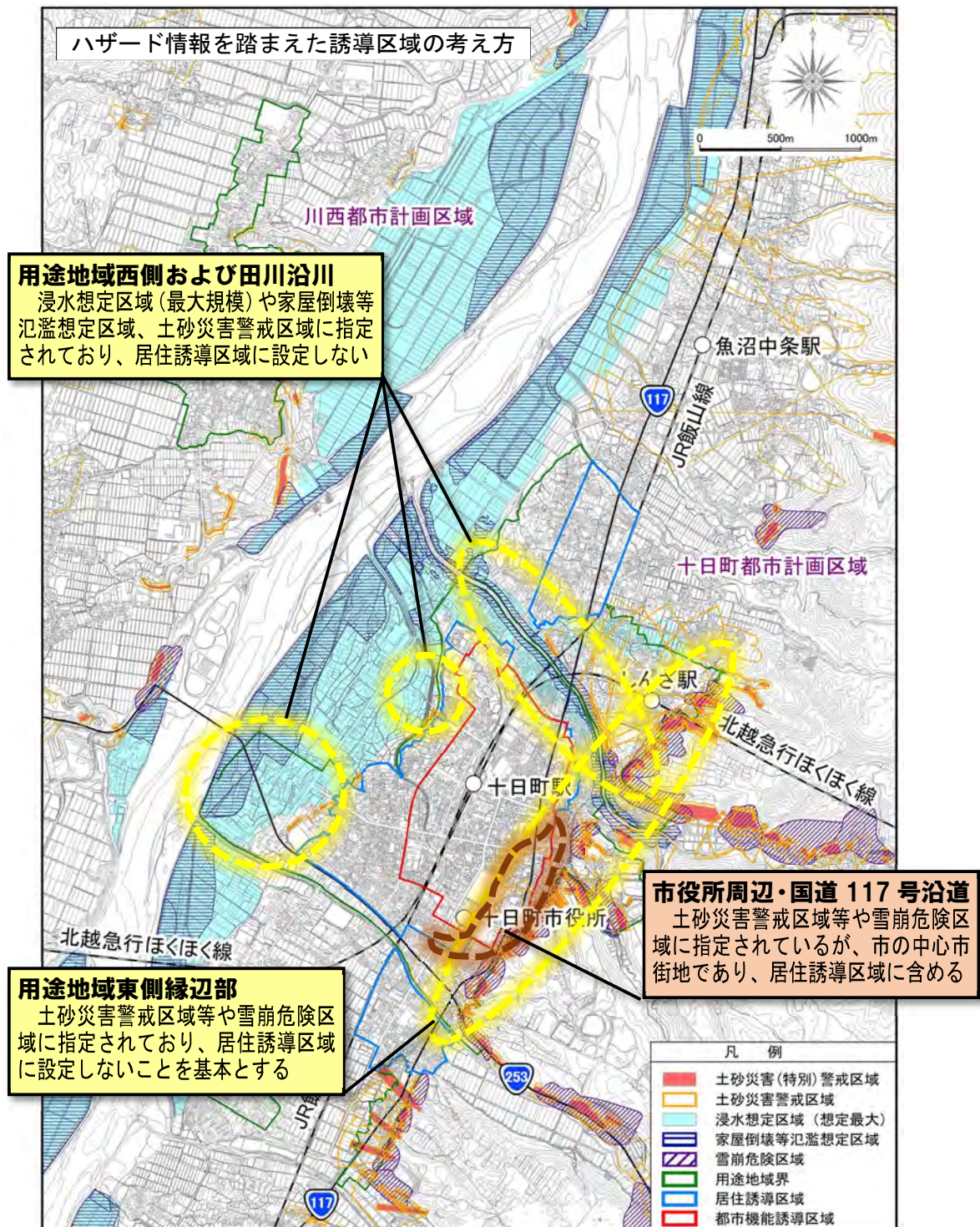


図 ハザード情報を踏まえた誘導区域の考え方

6. 防災指針

6-3 重ね合わせ分析の視点

用途地域周辺のうち、誘導区域に含む市役所周辺・国道 117 号沿道における災害リスクについては、以下のハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで災害リスクのマイクロ分析を行い、防災・減災対策に向けた課題を抽出します。

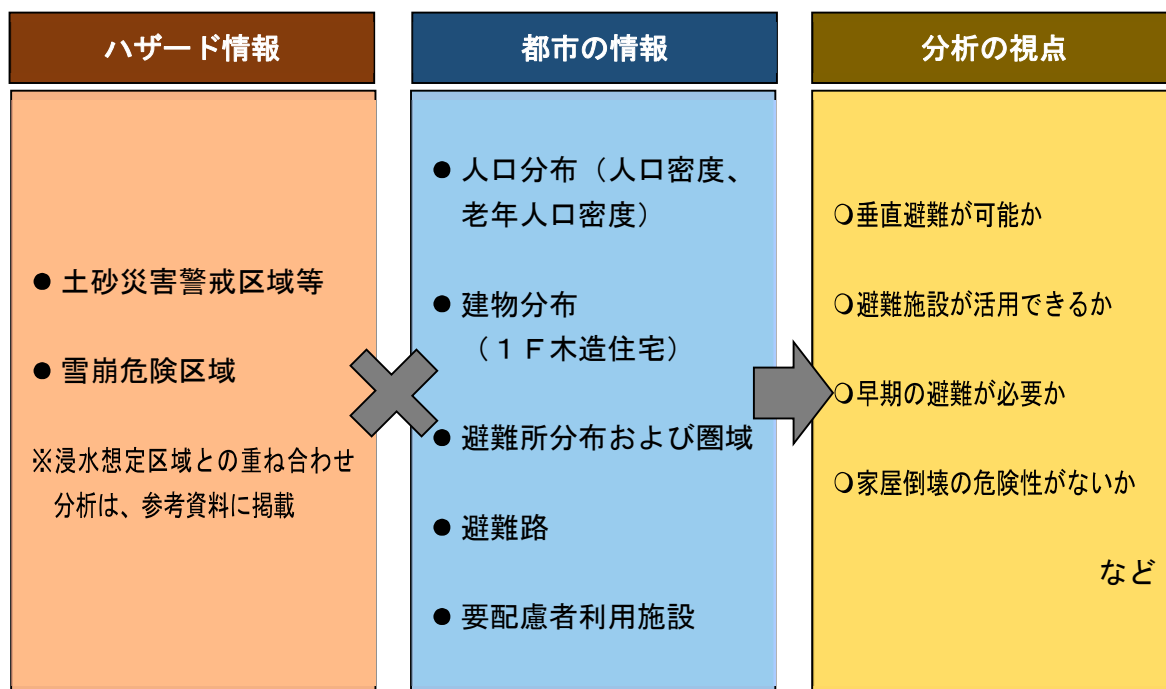
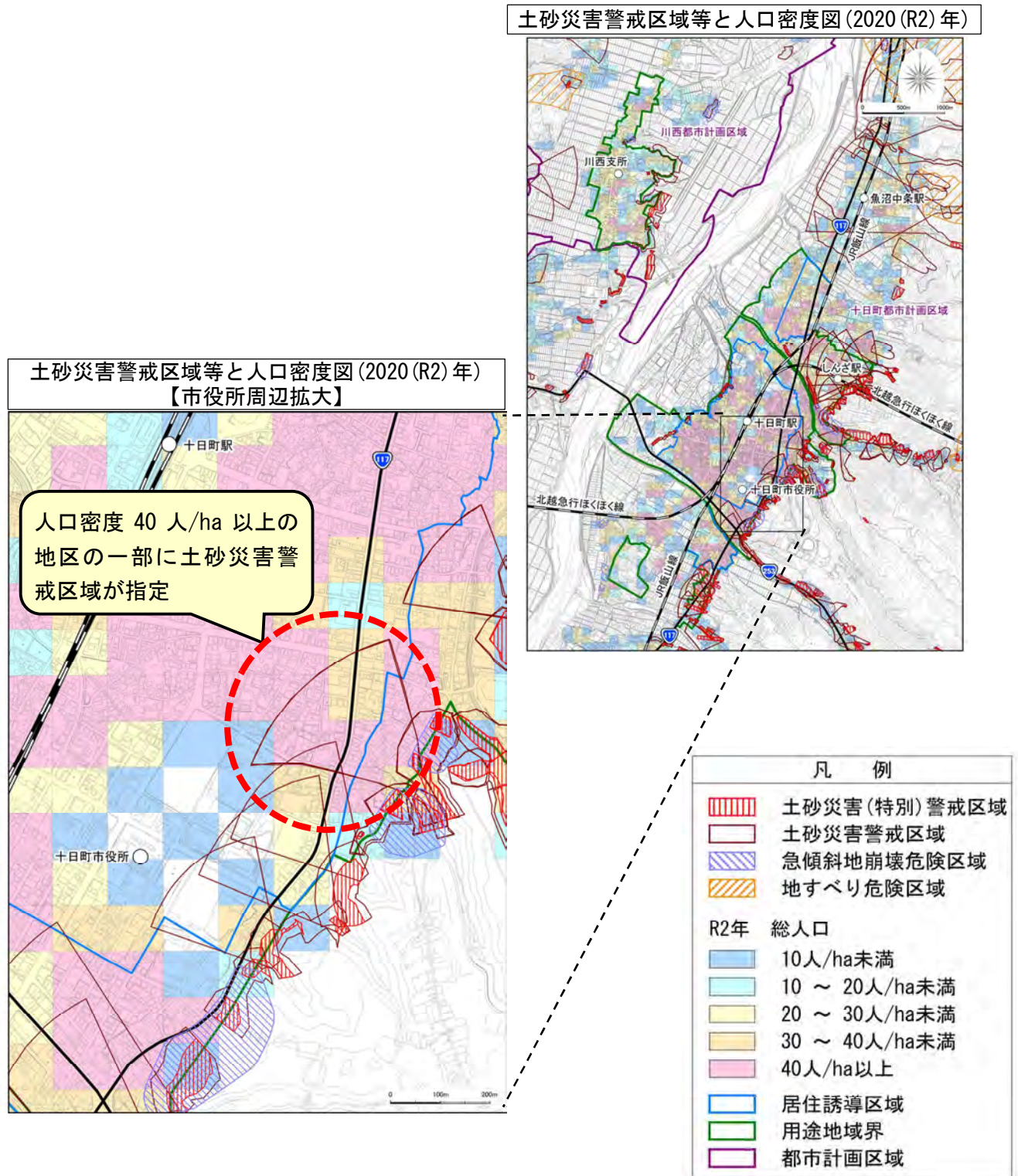


図 重ね合わせ分析のイメージ

6-4 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域と人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、人口密度 40 人/ha 以上の地区の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。

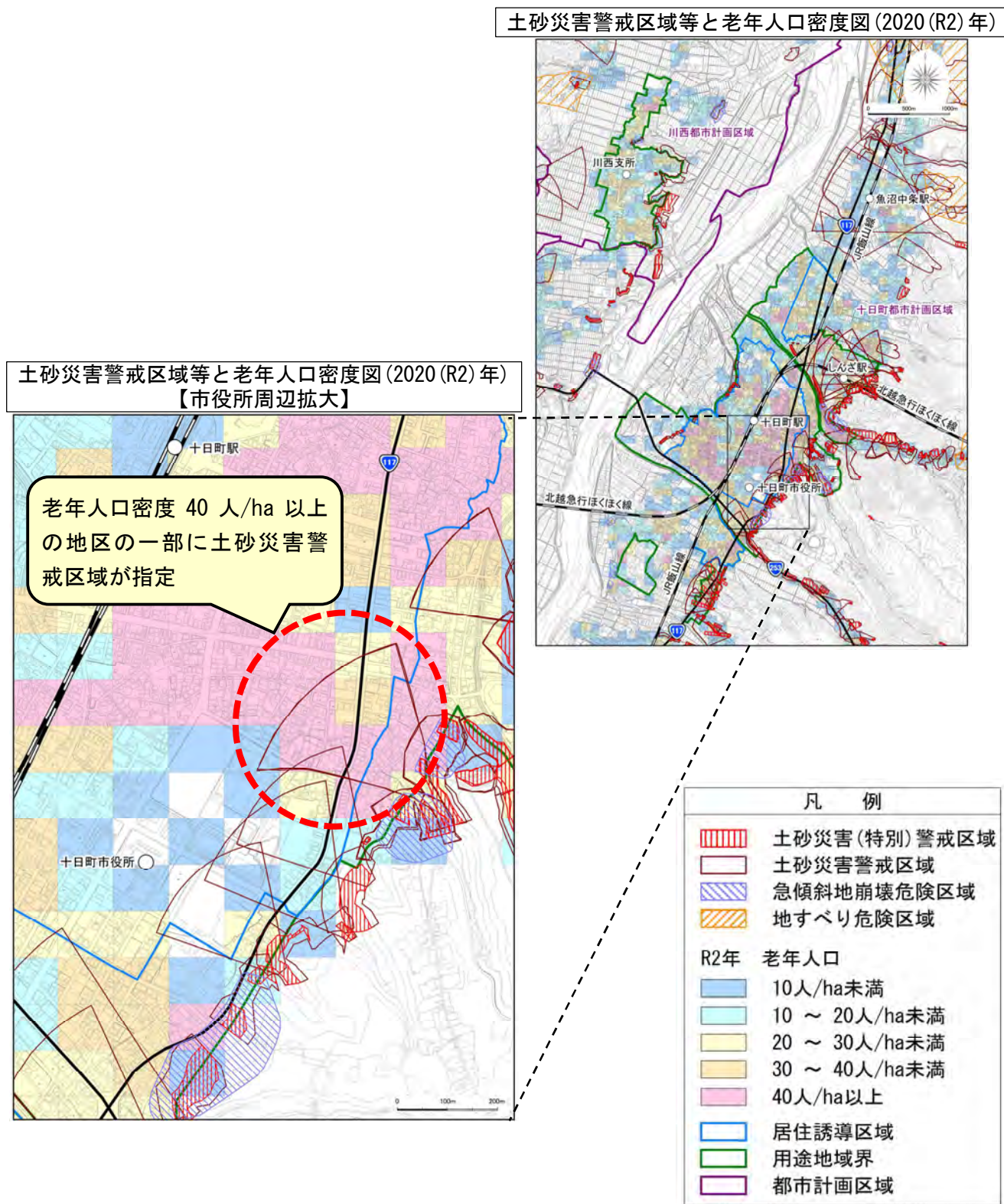


資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と人口密度

6. 防災指針

(2) 土砂災害警戒区域等と老年人口密度

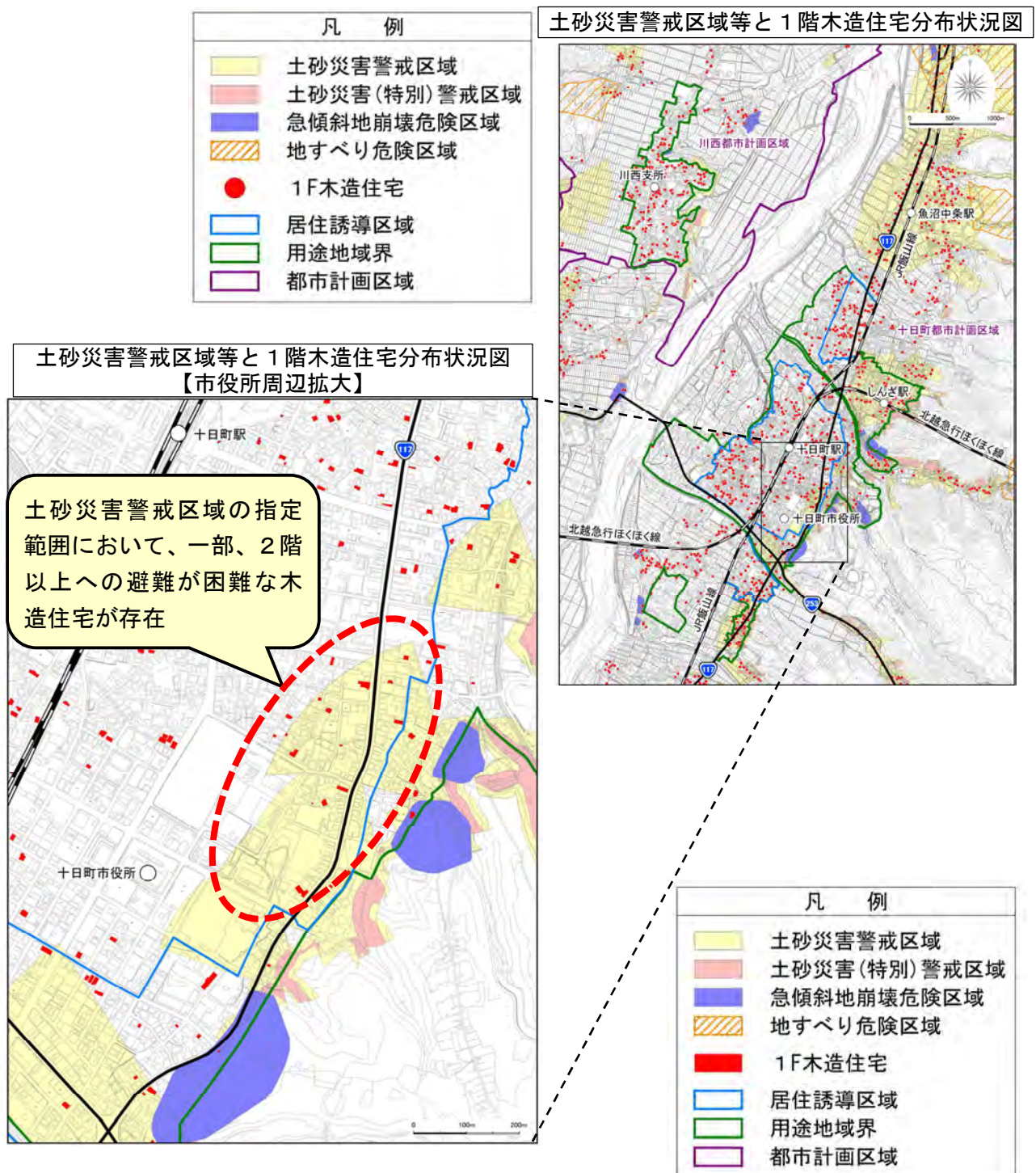
居住誘導区域内の市役所周辺では、老年人口密度 40 人/ha 以上の地区の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。



資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と老年人口密度

(3) 土砂災害警戒区域等と1階木造住宅分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域の指定範囲において、一部、2階以上への避難（垂直避難）が困難な木造住宅が存在しています。



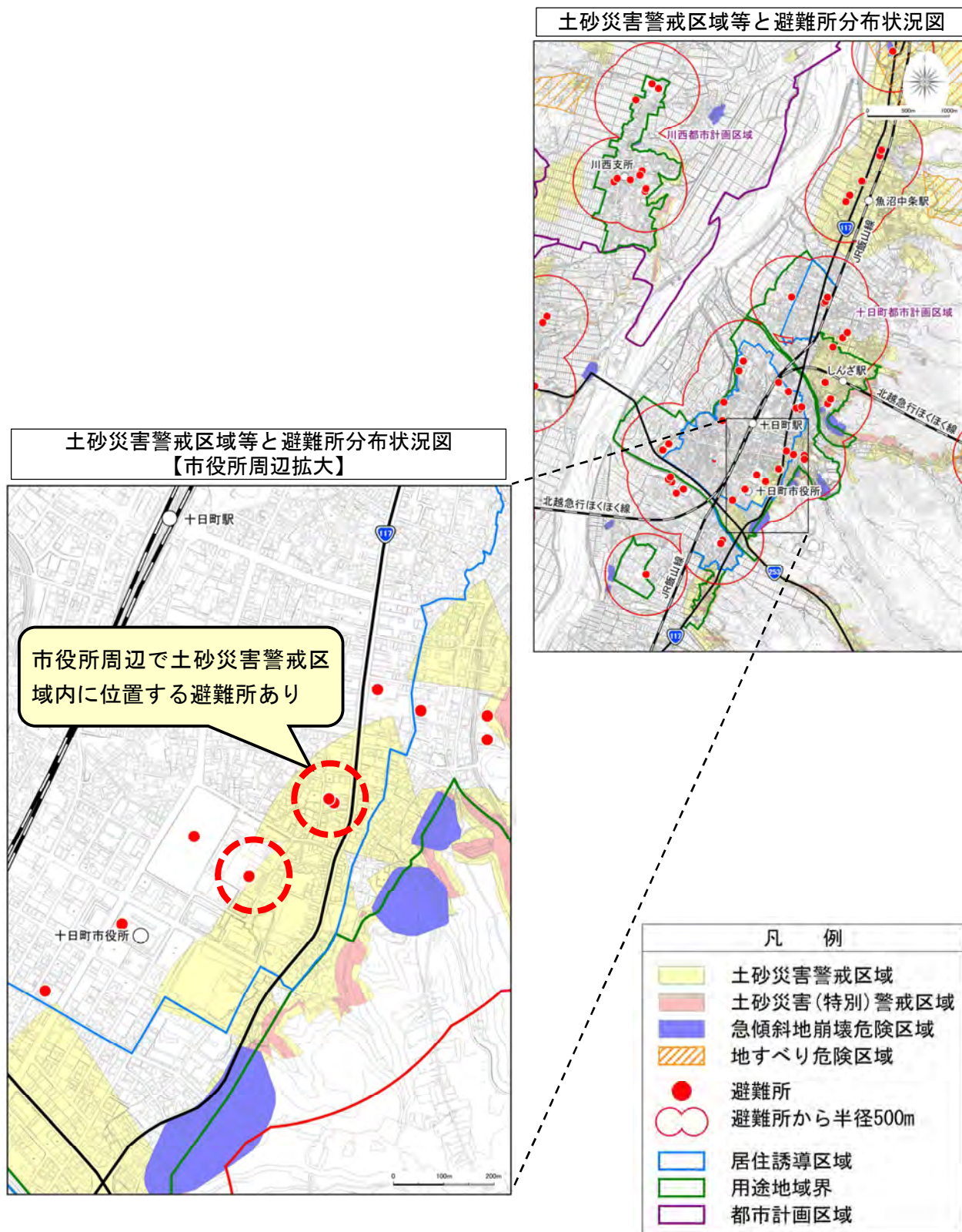
資料：GIS 災害ハザード情報、GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成

図 土砂災害警戒区域等と1階木造住宅分布状況

6. 防災指針

(4) 土砂災害警戒区域等と避難所分布状況

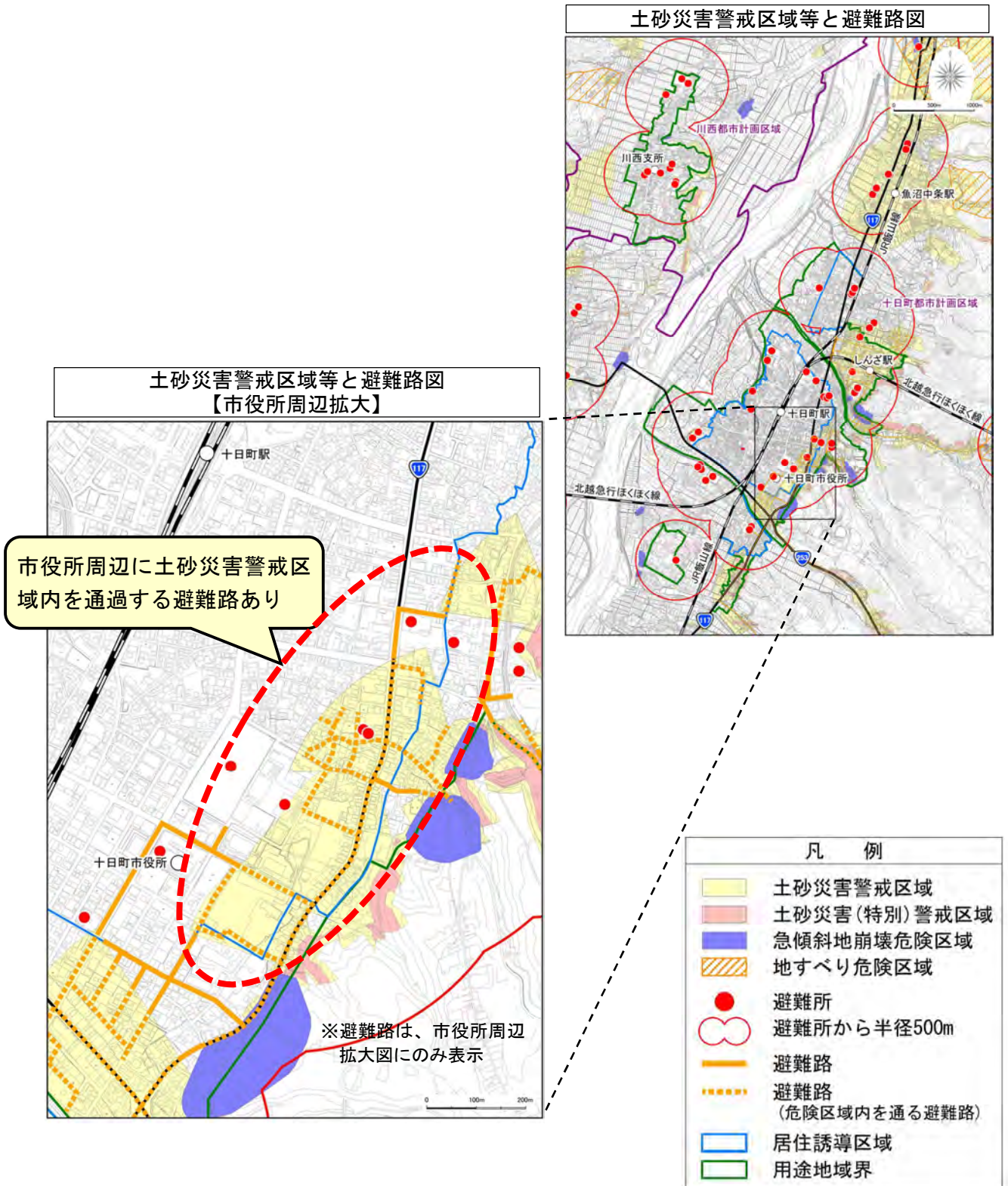
居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域内に位置する避難所が見られます。



資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と避難所分布状況

(5) 土砂災害警戒区域等と避難路

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域の指定範囲を通過する避難路が見られます。



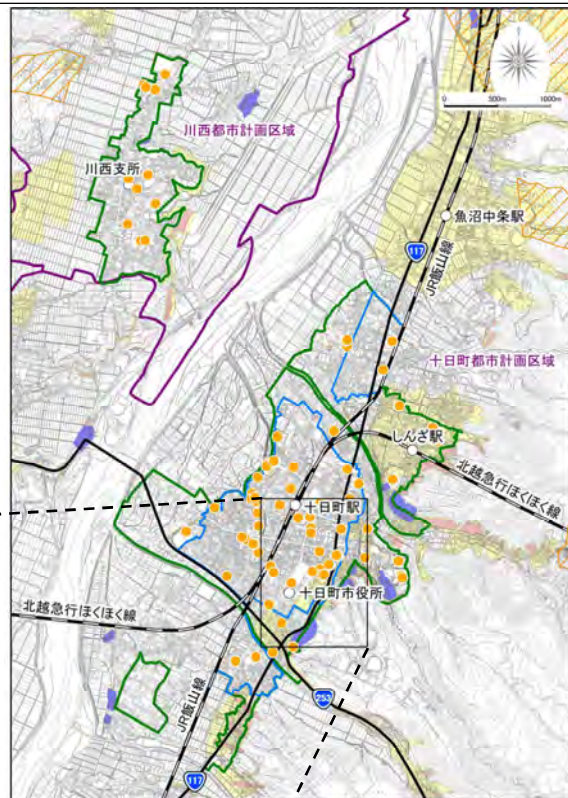
資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 土砂災害警戒区域等と避難路

6. 防災指針

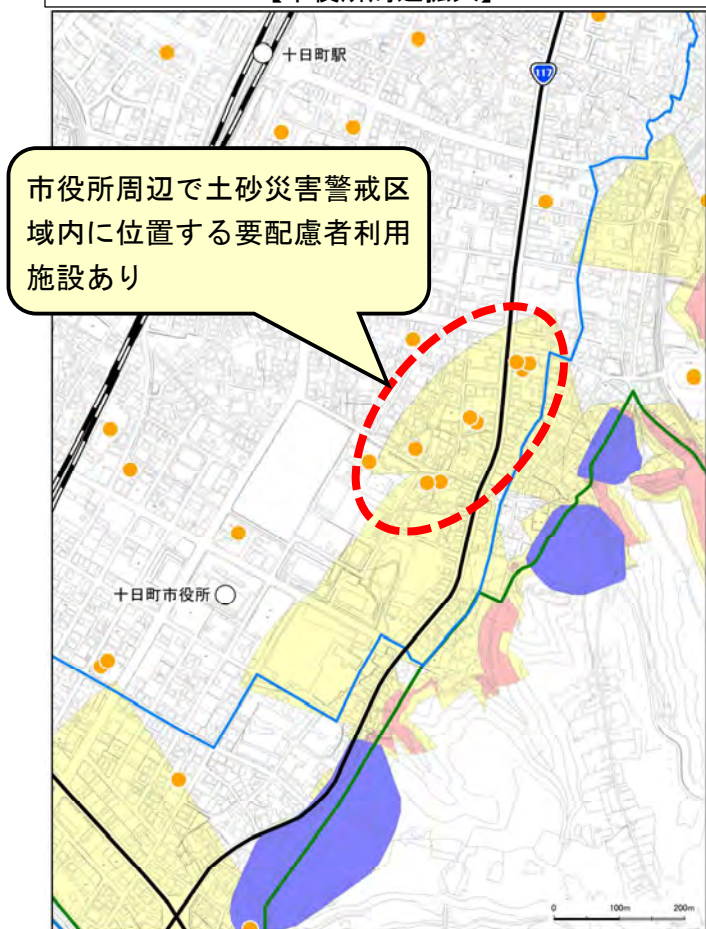
(6) 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設が見られます。

土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況図



土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況図
【市役所周辺拡大】



凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害(特別)警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	地すべり危険区域
	要配慮者利用施設
	居住誘導区域
	用途地域界
	都市計画区域

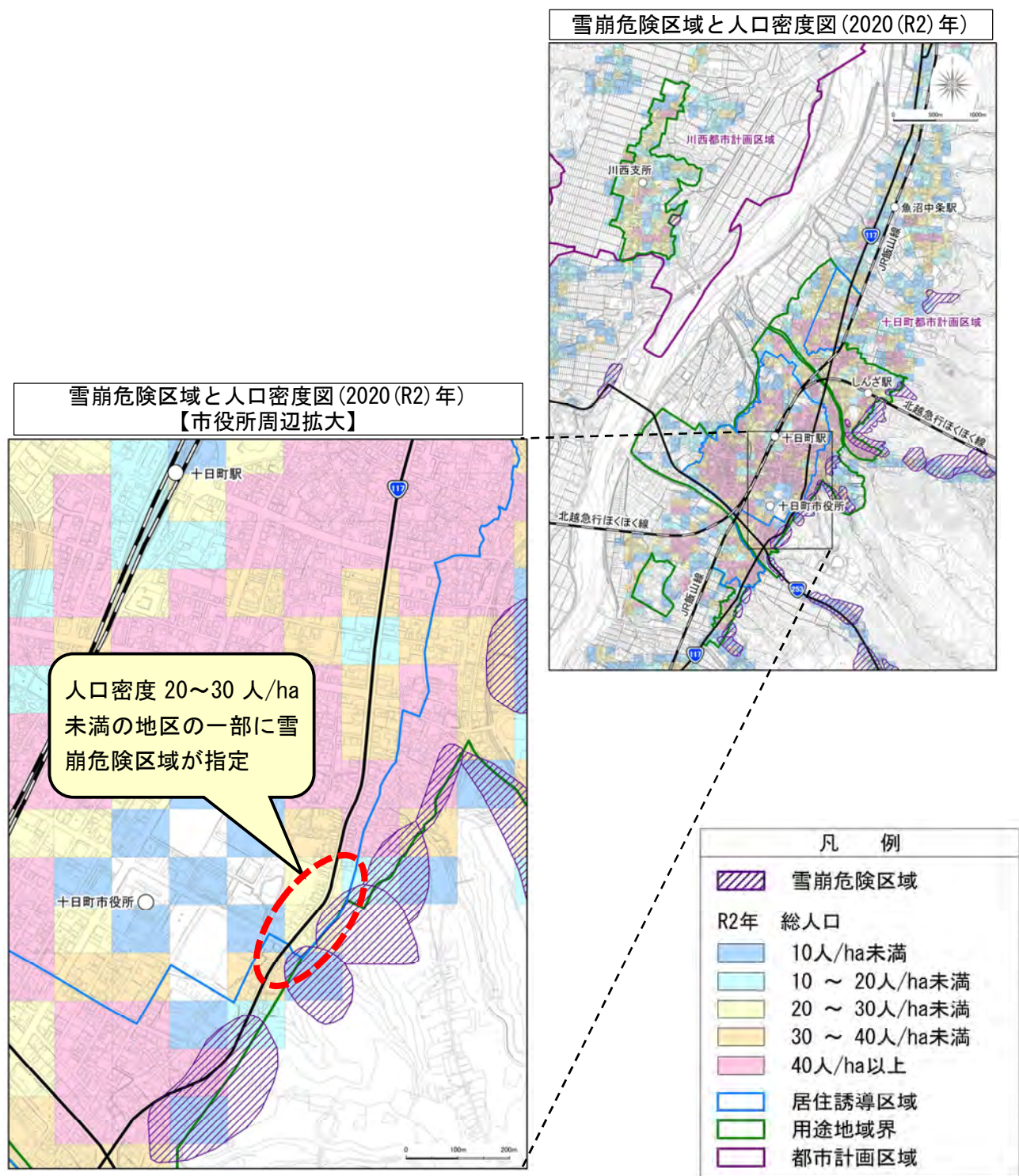
資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップ等に基づき作成

図 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設分布状況

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

（１）雪崩危険区域と人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、人口密度 20～30 人/ha 未満の地区の一部に雪崩危険区域が指定されています。



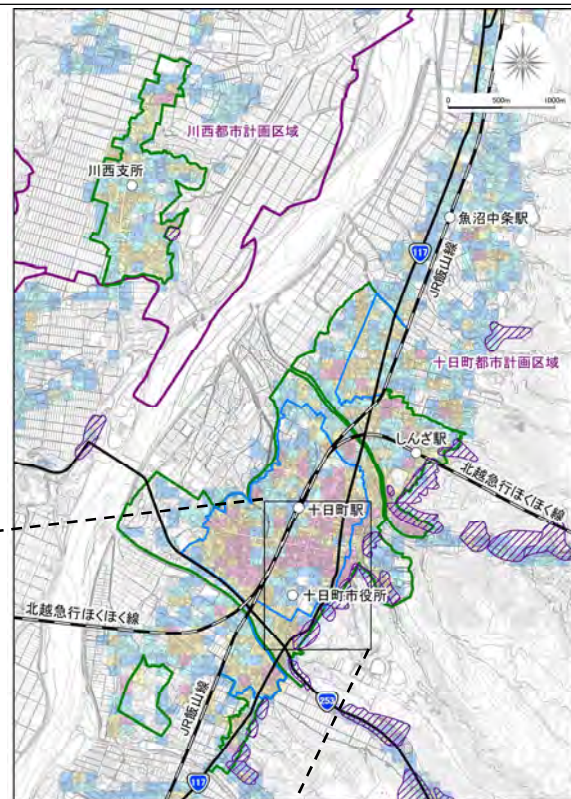
資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 雪崩危険区域と人口密度

6. 防災指針

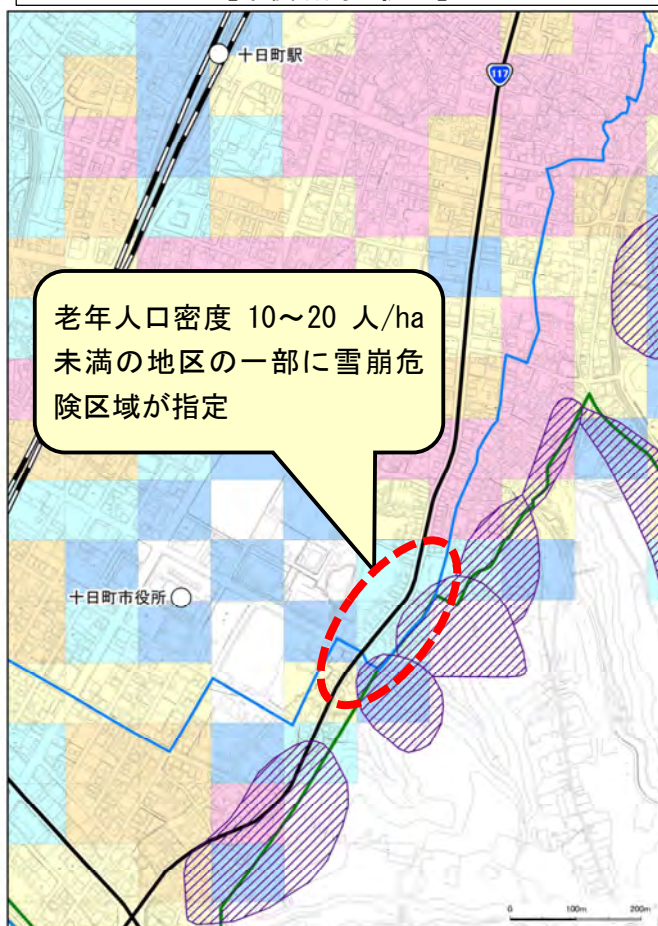
(2) 雪崩危険区域と老年人口密度

居住誘導区域内の市役所周辺では、老年人口密度 10～20 人/ha 未満の地区の一部に雪崩危険区域が指定されています。

雪崩危険区域と老年人口密度図(2020(R2)年)



雪崩危険区域と老年人口密度図(2020(R2)年)
【市役所周辺拡大】

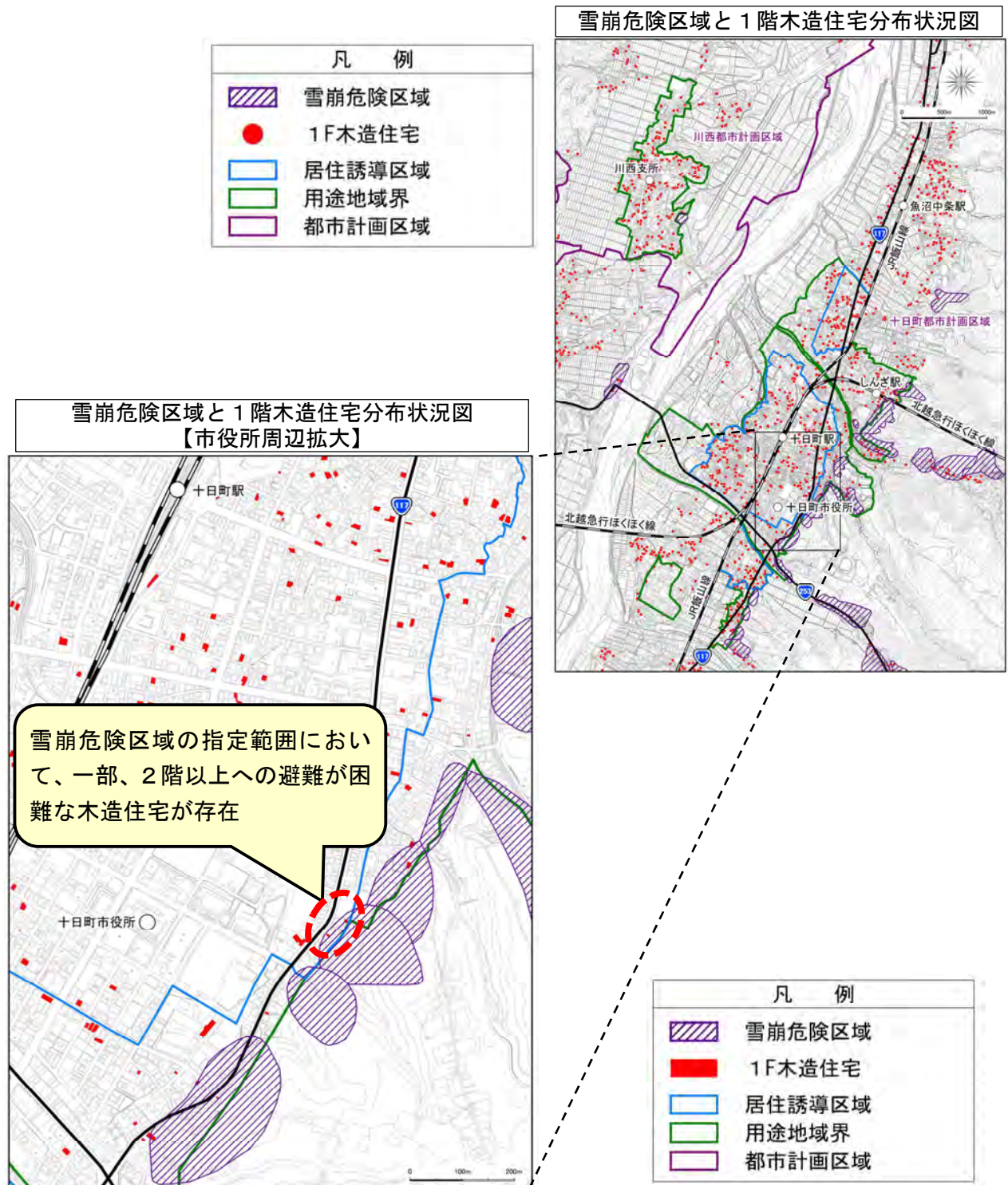


凡 例	
	雪崩危険区域
R2年 老年人口	
	10人/ha未満
	10 ～ 20人/ha未満
	20 ～ 30人/ha未満
	30 ～ 40人/ha未満
	40人/ha以上
	居住誘導区域
	用途地域界
	都市計画区域

資料：GIS 災害ハザード情報、国土数値情報に基づき作成
図 雪崩危険区域と老年人口密度

(3) 雪崩危険区域と1階木造住宅分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺では、雪崩危険区域の指定範囲において、一部、2階以上への避難（垂直避難）が困難な木造住宅が存在しています。



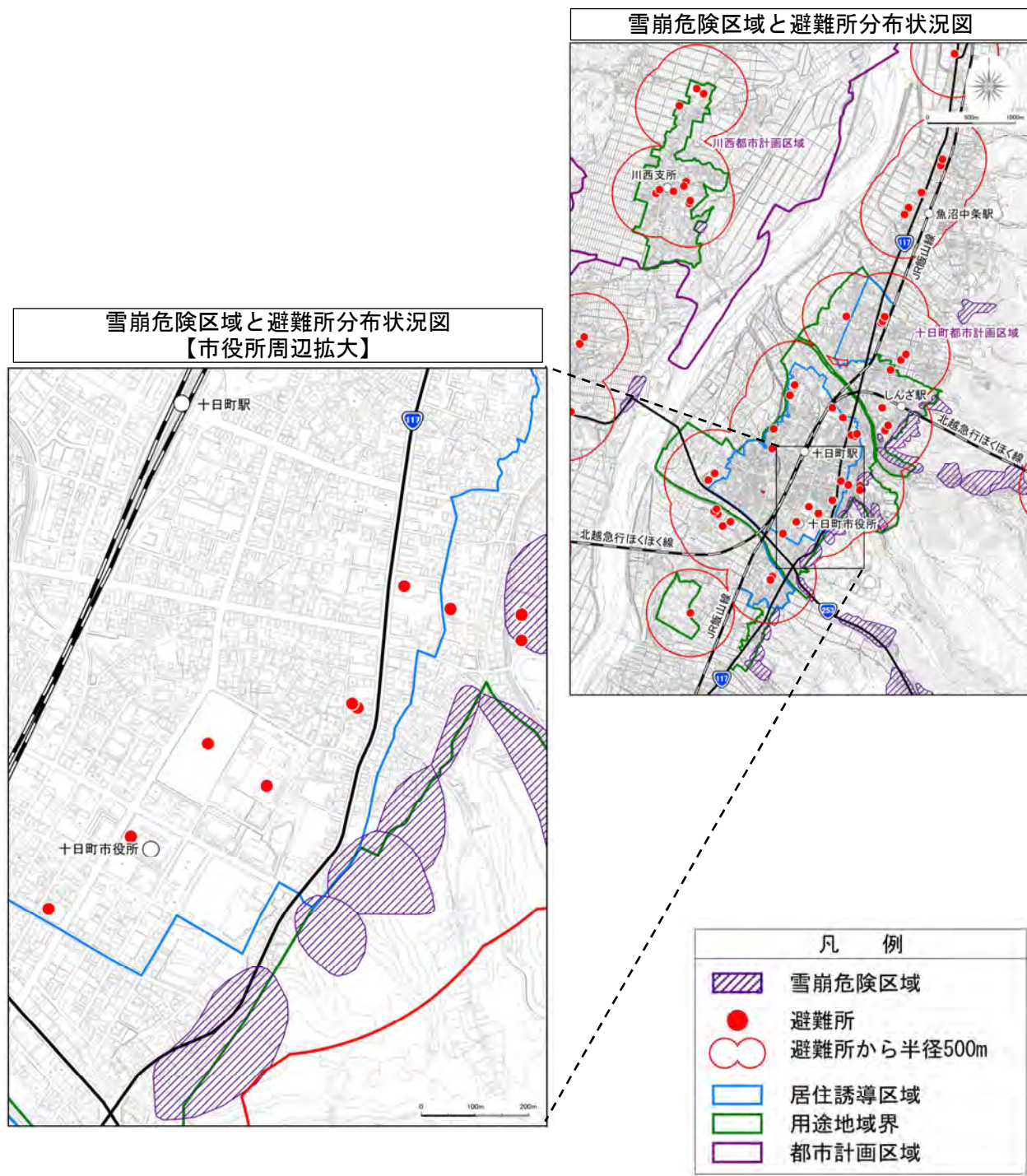
資料：GIS 災害ハザード情報、GIS「共用家屋現況図（家屋界）」の図形・位置情報等に基づき作成

図 雪崩危険区域と1階木造住宅分布状況

6. 防災指針

(4) 雪崩危険区域と避難所分布状況

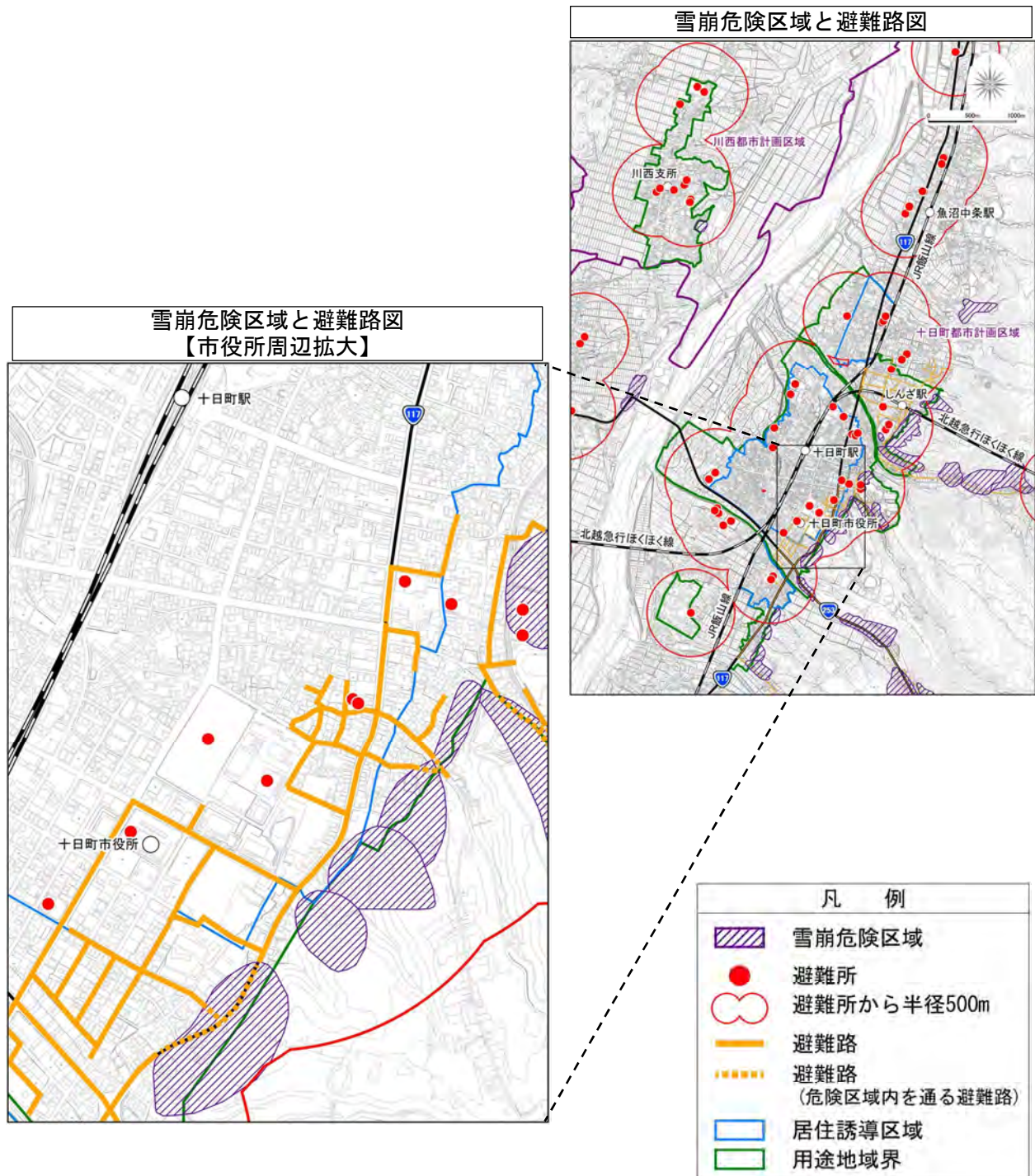
居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、避難所は立地していません。



資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 雪崩危険区域と避難所分布状況

(5) 雪崩危険区域と避難路

居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、避難路はありません。



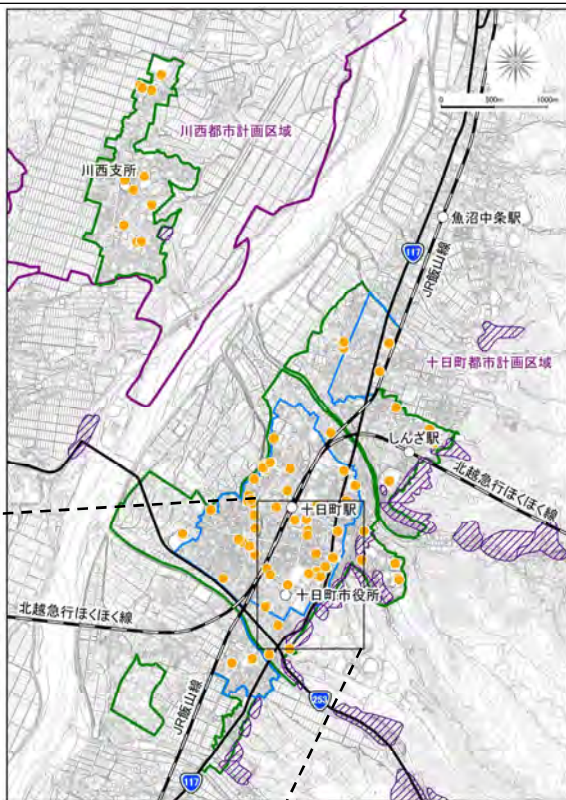
資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップに基づき作成
図 雪崩危険区域と避難路

6. 防災指針

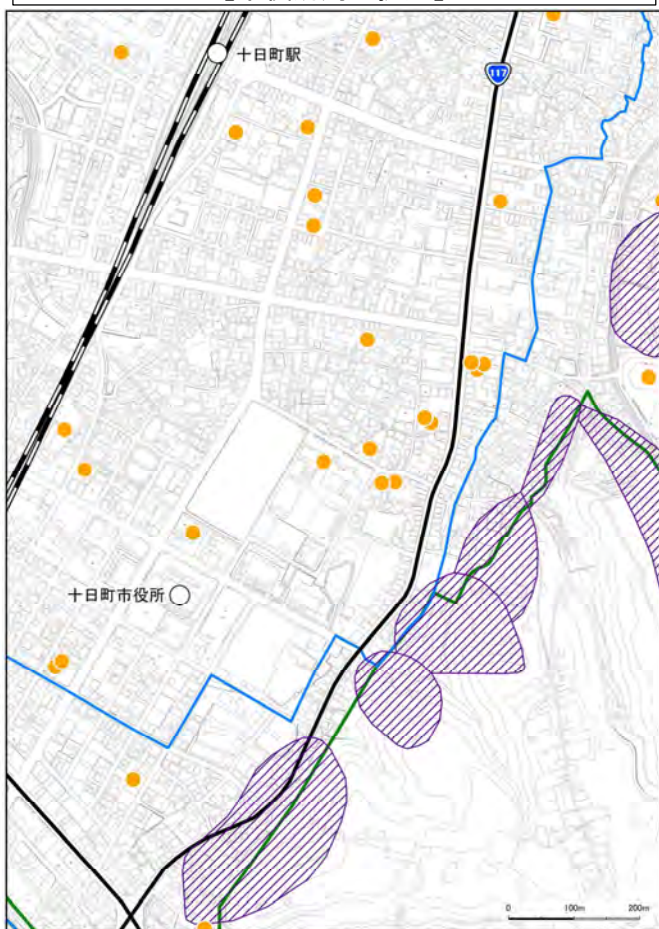
（６）雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況

居住誘導区域内の市役所周辺における雪崩危険区域の指定範囲内に、要配慮者利用施設は立地していません。

雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況図



雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況図
【市役所周辺拡大】



凡 例	
	雪崩危険区域
	要配慮者利用施設
	居住誘導区域
	用途地域界
	都市計画区域

資料：十日町市

資料：GIS 災害ハザード情報、十日町市ハザードマップ等に基づき作成
 図 雪崩危険区域と要配慮者利用施設分布状況

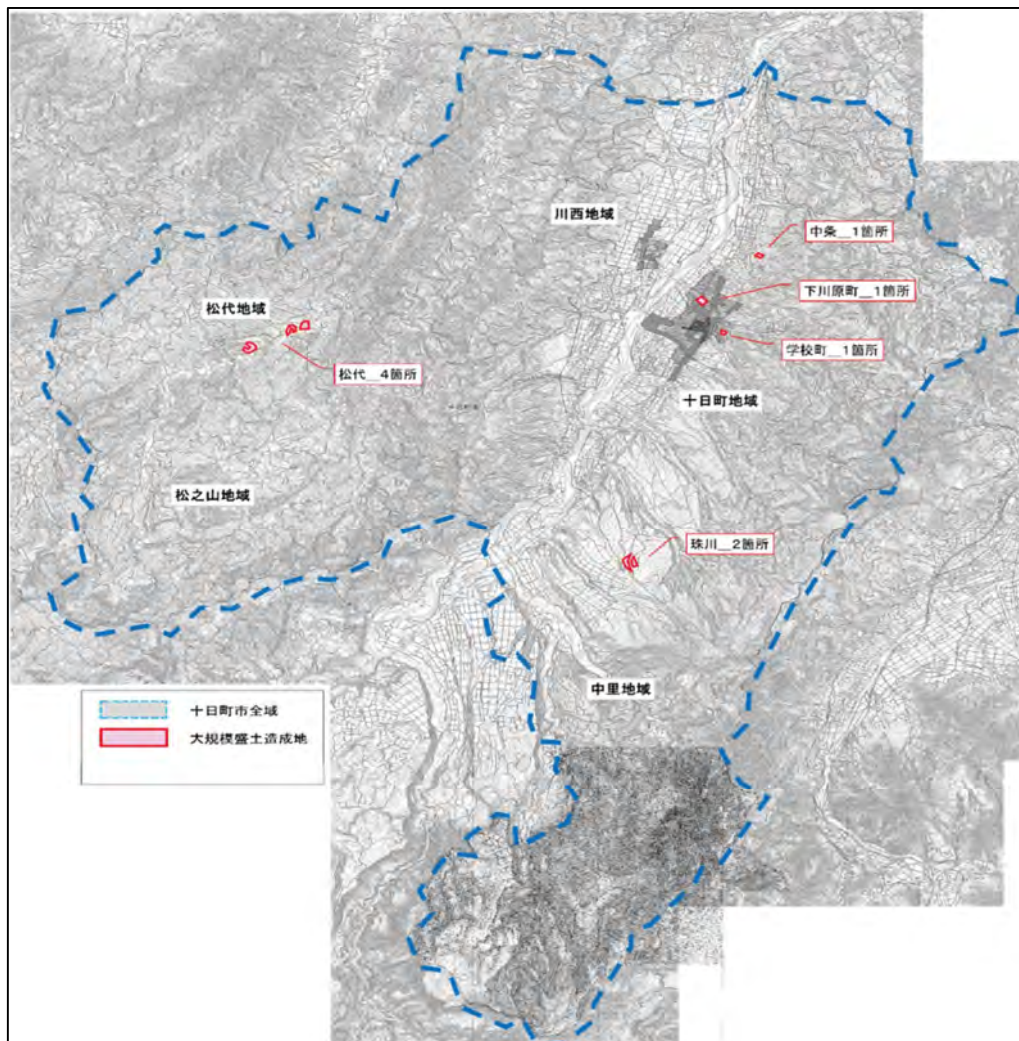
6-6 その他

(1) 大規模盛土造成地の有無の確認

平成 18 年に宅地造成等規制法が一部改正され「宅地耐震化推進事業」が創設されました。この事業は、大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による被害の防止や軽減を図るため、大規模盛土造成地等の変動予測調査および防止対策を推進する事業です。

市内には、同事業による大規模盛土造成地の変動予測調査（第一次スクリーニング）で抽出された大規模盛土造成地が計 9 箇所（松代 4 箇所、中条 1 箇所、下川原町 1 箇所、学校町 1 箇所、珠川 2 箇所）存在しており、下川原町と学校町が用途地域内に存在しています。

また、本市では、令和 2 年度に策定した「十日町市宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査）（第二次スクリーニング計画）」の優先度評価に基づき、大規模盛土造成地の安全性を確認していきます。



資料：十日町市宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地変動予測調査）（第二次スクリーニング）

図 参考図面（第二次スクリーニング）

6. 防災指針

6-7 防災・減災に向けた課題

用途地域周辺のうち、誘導区域に含む市役所周辺・国道 117 号沿道においては、下図のとおり災害リスクが想定されます。

これらの災害リスクに対して、防災・減災に向けた各種対策の検討が必要です。

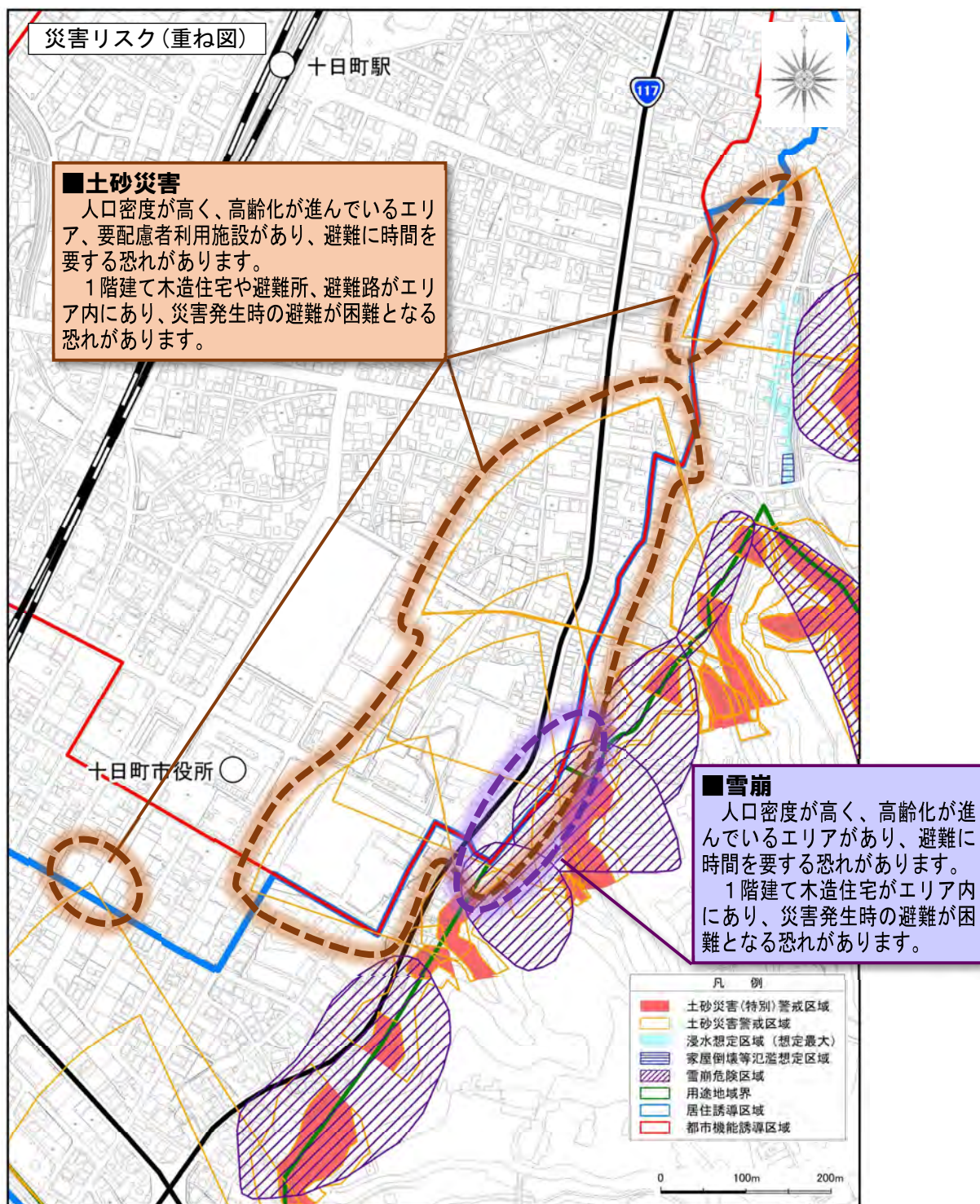


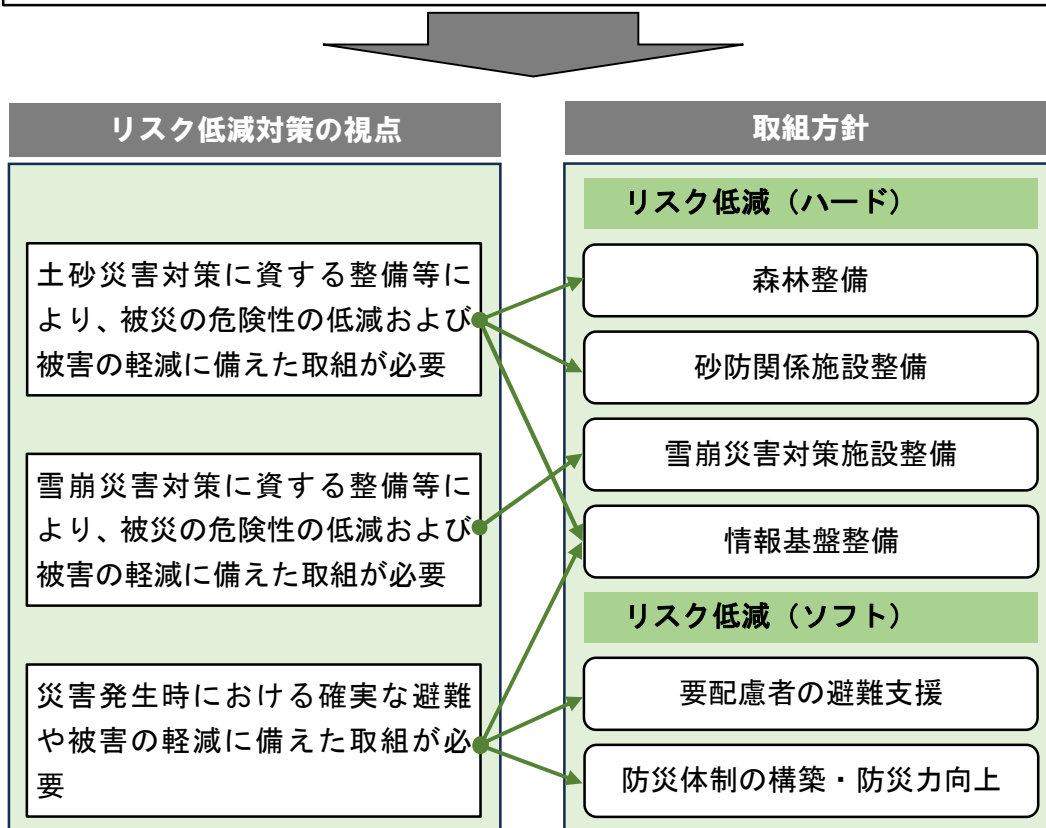
図 防災・減災に向けた課題

6-8 取組方針の検討

防災・減災に向けた課題を踏まえ、以下の地区において、災害リスクの低減を図るための取組を総合的に組み合わせた取組方針を設定します。

課題

- ・用途地域東側縁辺部（市役所東側周辺）の居住誘導区域内において、土砂災害警戒区域、雪崩危険区域が指定されており、一部、住宅等が密集している地区も含まれることから、リスクの低減に向けた取組が必要。



6. 防災指針

6-9 取組スケジュールと目標値

防災・減災対策の具体的な取組として、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な取組を設定します。

取組方針・取組			実施主体	実施時期		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク 低減 (ハード)	森 整 林 備	荒廃地等における治山施設の整備【県】	県	●	→	→
		森林の適正管理【市】	市	●	→	→
	砂 関 施 整 砂 防 関 係 施 設 備	土砂災害防止事業の促進【県】【市】	県・市	●	→	
		砂防関係施設の長寿命化【県】	県	●	→	
	雪 崩 災 害 施 整 雪 崩 対 策 設 備	雪崩発生予防に係る予防工、発生後の雪崩阻止・減勢・誘導に係る対策工【他】	県	●	→	
		信濃川中流圏域総合流域防災事業(土砂災害警戒区域等の調査実施)【県】	県	●	→	
	情 基 整 報 盤 備	土砂災害リスク情報整備事業【県】	県	●	→	
リスク 低減 (ソフト)	要 配 慮 者 難 支 援	要配慮者利用施設におけるハザードマップの周知・活用、避難体制の構築【市】	市	●	→	→
		避難所の機能強化、防災情報の迅速な伝達、自主防災組織との連携強化、ハザードマップの周知・活用【市】	市	●	→	→
	防 災 体 制 の 構 築 ・ 防 災 力 向 上	自主防災組織の育成支援、消防団員の加入に係る取組【県】	県・市	●	→	→
		防災教育の推進【市】	市	●	→	→
		救助活動体制の充実【市】	市	●	→	→
		二次災害の予防(土砂災害危険箇所等の調査点検、避難指示等の実施、二次的な土砂災害への対策)【市防】	市	●	→	→
		除雪体制・道路交通網の確保、道路管理者との連携強化【市】	県・市	●	→	→
		関係機関との連携強化【市】	市	●	→	→
		雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知【市防】	市	●	→	→

【県】：新潟県国土強靱化地域計画、【市】：十日町市国土強靱化地域計画、
【市防】：十日町市地域防災計画（風水害等対策編）、【他】：その他の取組

防災・減災対策の具体的な取組を踏まえ、防災指針における目標値を以下の通り設定します。

なお、災害リスクを低減するためには、ハード整備の推進だけでなく、“市民の防災意識の向上”、“地域の防災力の維持・向上”、“正確・迅速な情報伝達”が重要です。

そのため、各種取組のなかでも、上記の重要な視点に基づいた下表に示す4つの取組を積極的に推進するものとし、これに関連した指標と目標値を設定します。

また、指標と目標値については、都市防災に関する上位計画である十日町市国土強靱化地域計画との整合を図り設定します。

《 取組方針・取組を踏まえた目標値 》

取組方針・取組		指 標	対象範囲	現状値	目標値 (参考)
防災体制の構築・防災力向上	防災情報の迅速な伝達	十日町あんしんメール登録者数	市全域	12,170 件 (R5)	11,100 件
		連携活用するLINE フォロワー数	市全域	現状値なし (R5)	4,800 人／年
	自主防災組織の育成支援	自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率	居住誘導区域	38.9% (R5)	40.0%
		地域防災訓練への市民参加率	居住誘導区域	12.4% (R5)	12.0%
	消防団員の加入に係る取組	消防団員数の直近水準の維持	居住誘導区域	181 人 (R6)	維持
	防災教育の推進	市内学校での防災訓練の実施	市全域	年2回以上	継続

※【目標値(参考)】は、「十日町市国土強靱化地域計画」(令和2年12月策定)で設定しているR7目標値(対象範囲は市全域)です。「十日町あんしんメール登録者数」と「地域防災訓練への市民参加率」では既に現状値が目標値を超えていますが、目標値と目標年度については、今後「十日町市国土強靱化地域計画」の改定にあわせて変更する予定です。